

## 第283回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和3年6月2日(水) 14:03~14:48
2. 通知年月日 令和3年5月26日(水)
3. 公示年月日 令和3年5月26日(水)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1  
長崎県庁 3階 307会議室
5. 出席者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員、松下委員  
(事務局) 吉田事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、渡辺係長、山下係長、遠山主任技師  
(県) 漁業振興課 松本企画監  
" 資源管理班 馬場課長補佐、石田主任技師  
" 漁業調整班 笹山課長補佐、伊藤主任技師
6. 議題
  - 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
  - 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
  - 第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
  - 第4号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出についてその他
  - (1) 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について(さんま)
  - (2) 第6管理期間におけるくろまぐろの漁獲実績について
  - (3) 第7管理期間におけるくろまぐろの追加配分について

## 7. 議 事

(開 会)

事務局

ただ今から、第283回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。まず、委員会開催にあたりまして会長よりご挨拶申し上げます。

会 長

(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局から報告願います。

事務局

本日は、委員の皆様がご出席されておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は漁業振興課から松本企画監、第1、2号議案説明のため漁業振興課資源管理班から馬場課長補佐、石田主任技師、第3号議案説明のため漁業振興課漁業調整班から笹山課長補佐、伊藤主任技師が出席していますので紹介します。

会 長

これより議事に入ります。本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、岡部委員と村田委員にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案

「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」

第2号議案

「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」

第3号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」

第4号議案

「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について」

その他

「(1)長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更につい

て(さんま)」

「(2)第6管理期間におけるくろまぐろの漁獲実績について」

「(3)第7管理期間におけるくろまぐろの追加配分について」

となっております。

それでは、第1号議案と第2号議案は関連する内容であるため、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を一括上程します。

なお、事務局からの説明後、審議を経て、議案ごとに議決することとします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第1号議案について、お手元の資料の3ページをご覧ください。県から諮問文がまいてありますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料の5～26ページに関連する資料を添付しております。

続いて、第2号議案について、お手元の資料の29ページをご覧ください。県から諮問文がまいてありますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料の31～42ページに関連する資料を添付しておりますので、担当者から説明いたします。

県担当者  
(漁業振興  
課資源管理  
班)

第1号議案：県資源管理方針の変更について

まさば及びごまさば

- ・7月から新たな管理年度が始まるタイミングで、これまで県計画に定めていたものを方針へ移行。
- ・別紙1-7としてまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を方針に追加。

- ・ 中型まき網漁業は数量管理、その他漁業は漁獲努力量管理を実施。その他軽微変更（水産庁指導）
- ・ 別紙 1 - 1 くらまぐろ（小型魚）、別紙 1 - 2 くらまぐろ（大型魚）、別紙 1 - 3 まあじについて、以下の点を適宜修正。
  - ・ 第 2 の 1 の（ 1 ）：別紙ごとの文言の定義を明確に記載。
  - ・ 第 2 の 1 の（ 2 ）：知事管理漁獲可能量の報告の期限について、当該漁獲可能量を超えるおそれがあるとして公表した場合、陸揚げから 3 日以内に報告すると定めているが、追加配分等で当該漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認める場合はこの限りではない旨を追記（国の資源管理方針と横並びの記載）。

第 2 号議案：長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について

- ・ 方針で定めた数量管理について、具体的な数量等を設定するもの。
- ・ 都道府県別漁獲可能量（令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日）
  - ：まさば及びごまさば 25,000 トン
  - 中型まき網 24,300 トン
  - その他漁業 現行水準
- ・ R3～5 管理年度の TAC 設定について、配分方法の見直しがなされており、H29～R1 年（するめいかは H27～H29 年）の 3 カ年の漁獲実績データを用い、対象系群に占める本県の漁獲実績の割合を算出して、TAC の配分量が定められている。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

質疑に入る前に、1 点補足を求めます。

先ほど、系群全体に占める長崎県の基本シェアが 17.53%とありましたが、これを何にかけると、25,000 トンという配分量が出てくるのでしょうか。

県担当者

日本全体の漁獲可能量 178,200 トンから、国留保枠を引いた数量にかけ、100 トン未満を切り上げると算出されます。

岡部委員

分かりました。

今年度だけを見ると、長崎県では問題ない配分となっていると見てい

ますが、豊富な漁獲があった H29、30 年の漁期を実績に含んでいるため、大きな枠が配分されていると思います。逆に基本となる 3 年間の漁獲実績低迷している場合、いくらその時の資源状態が良くても、枠が足りないということが出てくるのではないかと考えています。

これは、3~4 年前のまいわしの時にそういった状態になったことがあります。当時、資源状況は上昇しているのに、長崎県には数量枠はありませんと言われ続けました。ただし、その時は若干という配分の仕方、数量がついていないため、オーバーということにもなりにくいということもあって、変に小さい数量を配分されるより良いという面もありました。これからの現行水準となると、前年並みという言葉が出てきているので、以前の若干よりは縛りが出てくるのかなと懸念しているところです。

今回の、この 25,000 トンと言うのは、長崎県が求めた数字なのか。

県担当者

これは、過去の実績に基づいて機械的に算出された数字が通知されたものです。県から求めて変わるものではないというのが前提にあります。

その中で、委員ご指摘の通り、まいわしは非常に獲れておらず、令和 3 年漁期は数量明示県になっておらず、目安数量が示された現行水準とされています。

そうなった時に、資源状況が上り調子であれば、目安数量を超えてくる可能性もあります。水産庁にどう対応するか相談もしているところですが、漁業法改正に伴って、県間の融通と、大臣管理と知事管理間の融通を、くるまぐろ以外についても水産庁が間を取り持ってやっていくということが一つ、そして、浮魚のような資源の変動が大きいものについては、国の留保枠が従前より増えており、弾力的に配分することによって漁獲ができないという状況に陥らないような工夫はされております。県としても、漁獲の状況を見ながら、水産庁と連携して漁獲ができないという状況にならないよう努めていきたいと考えています。

岡部委員

昨年のステークホルダー会議の際に、水産庁の方から、くるまぐろについては、国際的な資源であるために、日本のみ考えに基づいた取組はできないと。ただし、今やろうとしている、まいわし、まあじ、まさば、

その他の魚種は、国内的に資源を増やそう目標をもってやろうとしていることなので、漁業現場の混乱が発生した時に、くろまぐろの場合はどうしようもなかったけども、資源の回復と言う目標はしっかり持って、漁業現場の混乱は極力起こさないように、くろまぐろよりは柔軟な対応ができると思っていますと、当時の資源の部長だったと思いますが、そういう回答をもらっています。ですので、常に水産庁とやりとりをしっかりとやって、漁業の現場の混乱にならないようにしていただきたい。今回はたまたま枠が増える方なので、問題はありますが、逆の場合もあるということ強く懸念しています。

あともう1点だけよろしいでしょうか。1号議案の方で、くろまぐろの漁獲量の管理の手法のところ、漁獲量の報告は、通常であれば翌月10日、数字がある程度積み上がってきたら、水揚げ日から3日以内ということですが、これは今ほとんど漁協を経由して県へ報告しているわけですが、その時に、くろまぐろについては職員もきちっとやってくれていています。

今はくろまぐろに集中できていますが、今後、このような魚種が増えていくことによって、全部が一斉に積み上がることは無いと思いますが、積み上がって来た時に本当に対応できるのか。水揚げから3日以内にとというのが、土日が挟まった場合どうするのか、3営業日以内とするべきではないかと思っています。現実的には3日以内というのは厳しいかなと思っています。平日の中では大丈夫と思いますが、職員に対して負荷がかかりすぎると思います。

会 長

他にご意見等ございませんか。

吉本委員

私達のところは有明海で内湾なので、なかなかピンと来ないところが多々あります。3年間の実績で割り振られているというのは分かりませんが、例えば、五島と対馬では獲れる時期も異なると思いますが、海区毎に数量は割り振られていないのですか。県全体の配分だけで大丈夫なのですか。

県担当者

これまで、くろまぐろ以外については、海区毎の配分はしておらず、県全体で数量を管理しています。今の所、この方法で支障が無かったため、そのままとしていますが、問題が生じるようであればくろまぐろの

ような管理の仕方も検討しないといけないのかとは思いますが。

県担当者

補足しますと、あじ、さばについては、数量配分を受けて、業種団体である県の旋網組合がきちっとグリップしていただいているところです。TAC 委員会等も何度も開催いただいて、枠の遵守に努めていただいています。また、過去に数量が積み上がってきた時には、旋網組合からも例えば漁場移動といった指導等もされながら、資源管理の円滑な遂行に努めていただいているという実態がございます。

岡部委員

これまでは、実害がなかったので、問題ありませんでしたが、先ほどから懸念するように、今回のまさばのように過去実績がある魚種については、配分枠が大きいので問題はありません。逆に資源状況が上がってきた時には、過去の実績値が少なく、漁獲実績が上回ってくる可能性が出てくるので、近い将来、実害が出てくるのではないかと懸念しています。

くろまぐろはすでに実害が出ているので、地域配分を漁業界で調整したところですが。ただし、あじ、さば、いわしについては、増枠申請が通ったりして、漁獲規制までは至っていないので、今後は、その辺を注視しながら、もっと積極的な取組が必要になってくると思います。そのためにも、水産庁としっかり話ができて、本県の声、現場の声がしっかり届くような体制を作っていただきたいと思います。要望ということで。

五島委員

3 日以内の報告についてですが、漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときはこの限りでないとの記載があります。このおそれなくなったと認めるときとはどのような時でしょうか。

県担当者

国から追加配分があって、県が公表した時になると思います。おそれがあるとは、19 ページにも記載がありますが、数量を明示しているものの、消化率が9割に達し、または超えるおそれが大きいと認められる場合、との記載があるので、9割程度と捉えていただいてもよいと思います。

松尾委員

まぐろのことはほとんど分からないのですが、市場とかに行くと、よその地域の船が水揚げしていたりします。これは、揚げた所の数字とし

てカウントされるのでしょうか。

県担当者

くろまぐろの漁獲管理については、属人で管理がされておりまして、例えば、西有家の船が対馬に行って漁獲するという実態がございます。これについては、県南部海区に配分された漁獲量の中で管理をしていくということになります。

他県船の場合は、例えば、福岡の方が対馬で操業した場合、福岡県の漁獲管理枠の中で対応されるということになります。

会 長

それでは、他にご意見等もないようですので、議案毎に議決をとることとします。

まず、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は諮問原案どおり変更して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

各委員

（異議なし）

会 長

ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は諮問原案どおり設定して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

各委員

（異議なし）

会 長

ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案について、お手元の資料の45ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。



( 諮問文朗読 )

また、お手元の資料 47～50 ページに、関連する資料を添付しておりますので、県担当者（漁業調整班）から説明いたします。

県担当者  
（ 漁業振興  
課漁業調整  
班 ）

以下の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び有効期間について、説明。

- ・ 小型いかつり漁業
- ・ 雑魚地びき網漁業（野母崎三和地区）
- ・ なまこ、うに、さざえ、あわび、にな、もずく、わかめ、ひじき  
潜水器漁業（池下地区）
- ・ なまこ、うに、さざえ、あわび、にな、もずく、わかめ、ひじき  
潜水器漁業（有喜地区）

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご質問、ご意見等ございませんか。

各委員

（ 意見等なし ）

会 長

ご意見等もないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

各委員

（ 異議なし ）

会 長

ご異議もないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、第4号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について」を上程します。

事務局に説明を求めます。

事務局

お手元の資料の53～63ページに関連する資料を配布しております

すので、県担当者（事務局）から説明いたします。

事務局

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について

- ・委員会の概要について、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として、太平洋広域漁調委、瀬戸内海広域漁調委、日本海・九州西広域漁調委の三つの委員会が設置（各委員会の中には、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設置）。
- ・委員の構成について、各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者、並びに学識経験者で構成。
- ・本県が関連する日本海・九州西広域漁調委は道府県互選委員19名と大臣選任委員10名の計29名で構成。九州西部会は、道府県互選委員7名と農林水産大臣選任委員10名の合計17名。
- ・現在の委員任期は本年9月30日で満了となるため、次期の本県の委員を選出する必要があり、選出方法は従来どおり、県内4海区から各海区1名ずつ候補者を選出し候補者間で互選する。
- ・次期委員の任期は令和3年10月1日から令和7年9月30日。
- ・7月31日までに水産庁へ次期委員の互選を行なう必要あり。

会長

本案件については、協議会に切り替えて検討したうえで、選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

（異議なし）

会長

それでは委員会を休会し、協議会といたします。

< 協議会 >

会長

委員会を再開します。

第4号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について」ご意見ございませんか。

野田委員

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補に岡部委員を推薦します。

会 長 ただいま岡部委員が推薦されましたが、日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補に岡部委員を推薦することに決定してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは第4号議案については、日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補に岡部委員を推薦することに決定します。

続きまして、その他の件とします。

「(1)長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について(さんま)」、事務局の報告を求めます。

事務局 お手元の資料の67～72ページに関連する資料を配布しておりますので、県担当者から説明いたします。

県担当者 令和3管理年度におけるさんまの期中改定について報告  
変更前：現行水準(目安数量285t)  
変更後：現行水準(目安数量186t)  
・NPFC(北太平洋漁業委員会)の会合結果を受け、日本においても漁獲可能数量を40%減することとなり、反映されたもの。

会 長 ただいまの説明について意見等ありますか。

各委員 (意見等なし)

会 長 次に、「(2)第6管理期間におけるくろまぐろの漁獲実績について」、報告をお願いします。

事務局 お手元の資料の75～82ページに関連する資料を配布しておりますので、県担当者(事務局)から説明いたします。

県担当者 第6管理期間におけるくろまぐろの漁獲実績について、以下を報告。  
〔 ・小型魚の再配分 〕

- ・海区間の漁業種類間及び海区間の割当量の融通
- ・長崎県くろまぐろ第6管理期間の割当量（最終）
- ・長崎県くろまぐろ第6管理期間の漁獲実績

会 長 ただいまの報告に対して意見等ありますか。

岡部委員 要望です。今回の説明に関して、くろまぐろは kg 単位で管理しているので、資料の標記も t 表示する場合も、小数点以下3ケタまで表示していただきたいです。

県担当者 承知しました。

会 長 次に、「(3)第7管理期間におけるくろまぐろの追加配分について」、報告をお願いします。

事務局 お手元の資料の85～89ページに関連する資料を配布しておりますので、県担当者から説明いたします。

第7管理期間におけるくろまぐろの追加配分について、以下を報告。

変更前 小型魚 657.1t          大型魚 158.3t

変更後 小型魚 827.7t          大型魚 177.9t

- ・WCPFC での合意に基づき、第6管理期間の当初配分量の10%を繰越配分されたものと、国の留保枠からの追加配分されたもの。
- ・県資源管理方針別紙で定めたルールに則り、各海区・漁業種類へ追加配分を実施。

会 長 ただいまの報告に対して意見等ありますか。

各委員 （意見等なし）

会 長 委員の皆様から何かありますか。

岡部委員 今月10日に水産部からカタクチイワシ、ウルメイワシの資源評価に関する意見交換会が水産庁 WEB 会議で開かれるという案内を5月31日

付けでいただきました。これから色々な魚種の資源評価について、このような意見交換の場、ステークホルダー会議の場等で行なわれるかと思いますが、関係者に5月31日に通知、6月10日に開催と10日間しか間が無いような状態で通知をいただいても、なかなかスケジュール調整が難しいです。今後の開催分については、せめて1ヶ月前には通知をいただきたいと思います。多くの意見を聞きたいということであれば、水産庁の方に強く要望していただきたいと思います。

企画監

ご要望承りました。特に昨年来から、コロナの影響で対面の会議が見送られておりました。今回カタクチイワシの関係についても、水産庁・JAFICの説明会もあまり間を空けずにやりますというのが頻繁にありますので、ご意見につきましては、10日の会議の中でお伝えしたいと思います。

吉本委員

資料7ページの記載で、遊漁者への指導というのがありますが、どういった指導を考えられているのでしょうか。

有明海では、一晩に数百隻の船がたもすくいでガザミを獲りに来ます。資源管理に取り組む、漁業者に努力を求めるのであれば、遊漁者にも指導をしっかりとやっていただきたい。そうでないと、絵に描いた餅になりかねないと思います。

県担当者  
(漁業振興  
課資源管理  
班)

資源管理方針については、全国的に同じような論調で作成されておりました。遊漁については、協力について指導するとしております。

例えばくろまぐろについては、広域漁業調整委員会の承認が無いと漁獲できないということであることや、遊漁者の採捕についても、30kg未満は採捕禁止、30kg以上は報告を要するといった指示が出されていることについて、海面利用協議会等にご協力いただきながら、周知させていただいているところです。また、管理の上でも、くろまぐろの採捕停止命令等が出た場合につきましては、遊漁団体等にも周知をしていくとしています。

委員がご心配されているガザミにつきましても、沿岸4県にまたがる資源ですので、国がグリップして広域資源管理方針の下に漁業者、行政、試験場がそれぞれ協力しながら資源管理に臨んでいるところです。

本県の中では、県漁連が漁業者協議等を調整しているところですが、

県漁連や九州漁業調整事務所にも情報は伝達しておりまして、こういった遊漁者の方がいるということを伝えながら、今後の資源管理が円滑に進むよう、連携しながらやっていっているというところです。

吉本委員

分かりました。マグロについては、遊漁者にもルールが伝わっているのかもしれませんが、今後魚種が増えていきますよね。そういった時にどの程度水揚げされているかが、きちんと追えているのか少し疑問です。漁協が受けた分は間違いなく報告していますが、それだけでは追えていない部分があるのではないかと考えています。そういったところも含めて各地域で議論していただきたいと思います。

会 長

他にご意見等ありませんか。

各委員

(意見等なし)

会 長

何もないようですので、これをもちまして、第283回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

< 閉 会 >

( 6 月 2 日 1 4 : 4 8 終了 )